

## 歯科健康診査

### (歯周疾患検診)を 実施します

町では、今年度から歯周疾患検診を町内の半田歯科医師会に加入している歯科医院で実施します。

口の中の健康を守ることは、全身の健康を守ることにつながります。いつまでも自分の歯でおいしく食事をするためには、歯肉炎・歯周炎などの歯周病の早期発見・早期治療が大切です。

この機会に歯科健康診査を受けてください。

#### 対象者

今年度(平成十八年四月一日)～平成十九年三月三十一日)で四十歳、五十歳、六十歳、七十歳になる方(対象者へは通知します)

#### 受診期間

九月一日(金)～十月三十一日(火)

#### 内容

歯・顎関節・歯周病などの検査、ブラッシング指導など

#### 費用

無料(治療にかかる費用については本人負担となります)

#### 持ち物

歯科健康診査通知書(対象者へ通知します)・健康保険証

### 《受診できる歯科医院》

\*予約をして受診ください

歯科医院名	住所	電話
稲葉歯科医院	阿久比町大字福住字平野21-1	48-0262
中村歯科医院	阿久比町大字福住字高根台11-7	48-4139
ひがし台歯科医院	阿久比町大字板山字東台21-2	48-4601
石橋歯科医院	阿久比町大字宮津字名師15-1	48-8008
竹内歯科医院	阿久比町大字草木字花吹21	48-3939
関歯科医院	阿久比町大字卯坂字小谷103	48-6060
若子歯科	阿久比町大字卯坂字古見堂66-1	48-7234
やなぎその歯科	阿久比町大字阿久比字宮後32	48-3565
クローバーこども歯科	阿久比町大字椋岡字唐松3-3	48-9608

#### 問い合わせ先

環境衛生課保健係

☎(48)1111

(内)311・312

# 戸籍の窓口から

## 第九回 印鑑登録

判断された場合。

次の場合には登録が抹消されます

町外へ転出した場合

転出すると阿久比町の住民登録(外国人登録も同じ)がなくなるので、印鑑登録は抹消されます。

死亡した場合

死亡した場合も阿久比町の住民登録(外国人登録も同じ)がなくなるので印鑑登録は、抹消されます。

登録した印の文字が氏名の字と違ってしまった場合

氏で印鑑登録をしていたが結婚をして、氏が変わってしまった場合(名前で登録されていたら抹消されません)など。

名前で印鑑登録をしていたが名を変更した場合(氏で登録されていたら抹消されません)など。

印鑑登録証明書の記載事項と有効期限

印鑑登録証明書には、印影の写し、氏名、住所、生年月日、性別、証明書発行年月日が記載されています。

印鑑登録証明書の有効期限は、提出先によって異なります。

問い合わせ先 住民福祉課

☎(48)1111

(内)225・224

### 次の印鑑は登録できません

阿久比町に住民登録、外国人登録をしている氏名、氏、名でないものと、氏名の一部を組み合わせたものでないもの。

印影の大きさが、一辺の長さ八ミリメートルの正方形より小さいものと、一辺の長さが二十五ミリメートルの正方形より大きいもの

ゴム印など印鑑の形態が変形しやすいもの。(スタンプ印など)

印影が鮮明でないもの。(印鑑が欠けているなど)

一人に二つ以上の印鑑の登録

職業、資格そのほか氏名以外の事項を表しているもの。

家族が既に登録しているもの。

そのほか、登録に該当でない

と

と

と

と

と

と

と

と